本論文は

# 世界経済評論 2017 年 7/8 月号

(2017 年 7 月発行) 掲載の記事です





# 渡邊頼純が語る WTOの進化と課題



慶應義塾大学総合政策学部教授 渡邊 頼純

わたなべ・よりずみ 上智大学博士課程終了, ジュネーブ国際機関日本政府代表部, GATT 事務局, 南山大学助教授, 同大学ヨーロッパ研究センター長, 欧州連合日本 政府代表部, 大妻女子大学教授, 外務省 (大臣官房参事官兼経済局, 後に参与) などを経て 05 年4月から現職, 15 年4月から三菱ふそうトラック・バス監査役。

### 玉石混淆のメガ FTA

メガ FTA の進展とWTO (World Trade Organization:世界貿易機関)との整合性. あるいは WTO の役割が今後どうなるかと いうことについては、まずメガFTA (Free Trade Agreement: 自由貿易協定) とは何か ということから始める必要があります。我々 の一番耳になじんでいる TPP (Trans-Pacific Partnership:環太平洋パートナーシップ), そ れから米国と EU との間には、TTIP (Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership: 環大西洋貿易投資パートナーシップ)と呼ばれ る大西洋をまたぐ経済連携のパートナーシッ プというのが交渉されていました。加えて日 EU・EPA もメガ FTA だろうと思います。東 アジアのほうに目を移すと RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership: 東ア ジア包括的経済連携)、それから日中韓のFTA も世界の GDP ベースで 20%を占めるというこ とではメガ FTA だと思います。さらに南米に は MERCOSUR (南米共同市場) があり、そ れからロシアを中心としたユーラシア経済連合というのもあります。このように、様々なメガFTAというのが考えられます。メガFTAの定義としては、おそらく世界のGDPに占める比率の高い、そしてメンバーシップとしては、少なくとも3カ国以上のプルリということだろうと思います。

ーつ一つのメガFTA はそれぞれの特徴を 持っているので、WTO との整合性を議論する には、おそらく一つ一つ精査していく必要があ るでしょう。

ではなぜ、メガFTAが出てきているのか。 ジェトロの調査によれば、2015年の時点で282 件のFTAがあると言われています。数ある FTAが徐々に地域ごとに2国間のFTAから、 それを超える複数国間プルリのFTAに成長し たり、あるいはその地域の中で、東アジアの RCEPに見られるような動き、あるいはその前 の ASEAN+3 の動きといったようなものもあ りました。

2国間 FTA を収斂させて行く一つの論理的 帰結として、メガ FTA の動きが出てきている と言えるでしょう。282 件の FTA があるとい

うことは、すなわち 282 の異なるタイプの原産 地規則があるということになります。そういう 意味では. 原産地規則を初めとする様々なルー ルを、お互いの整合性を維持しながらまとめ、 収斂させて行くということがたぶん論理的な帰 結としてあって、その結果がこのメガ FTA の 現象として表れてきている。こういうように考 えていいのかなと思います。

特に、40以上のFTAが2国間で存在してい るアジア太平洋地域だけ見ても、 日本からの投 資を中心に、ASEAN 諸国や ASEAN を超える 東アジアで日本の企業が自動車部品、電気電子 部品などの生産拠点をつくって活動している。 その生産部品が国境を越えて活発に往来をし、 各国で付加価値を付けながら、徐々に半完成品 から完成品へと形を変えて取引され、またその 製品が国境を越えて動いていくというパターン が見られます。

#### 2国間 FTA の収れんがメガ FTA

そのような動きが、2国間 FTA を通して活 発に展開してきたのが2000年代以降だろうと 思います。特に2010年以降は、そういう成熟 してきた生産ネットワーク、バリューチェーン が、さらにそのメリットを生かすために、2国 間、3国間を超えて、その地域の中つまりイン トラリージョナル (intra-regional. 地域内) なものから、さらにはインターリージョナル (inter-regional, 地域間) なものへ成長してき た。その結果が東アジアにおけるメガ FTA と しての RCEP ということになるし、また、そ れを太平洋側のラテンアメリカ諸国。つまりメ キシコ、チリ、ペルーといった国を含めて考え た時、TPPという形で出て来たのだと思います。

メガ FTA が出てきた背景には、そうした多 くのバイ(2国間)のFTAが徐々に整理・統 合されて、メガ FTA になって来たという背景 があります。それは取りも直さず、生産拠点を いろんな国にまたがって持っている日本の企業 が、まさにその企業の在り方をさらに生かすた めに直接投資を積極的に行った結果に他なりま せん。こうして投資先行型の統合から始まり. FTA. EPA. あるいはメガFTAといったよ うな制度を伴ったデファクトベース (de-facto basis) のインテグレーション (統合) から、 デジューレ (de-jure basis, 法的な) のインテ グレーションへと展開してきた。つまり、事実 上の統合から、法的拘束性を持たせた FTA を 伴ったデジューレのインテグレーションに展開 してきた。これがまさに今、我々が見ている先 進的な FTA の在り方だと思います。非常に大 事なことは、メガFTAが2国間のFTAから 成長してきたことによって、中身も含めて相当 包括的になってきている点です。例えばメン バーシップも多様なメンバーを含むという意味 で、コンプリヘンシブ (comprehensive, 包括 的) なメンバーシップになってきています。そ ういう形で膨らんで行けば行くほど、ある意味 で WTO の目指しているマルチラテラルな、多 国間の枠組みに近づいて行くということだろう と思います。

例えば、TPP ができ、TTIP ができる、さら に日 EU・EPA ができる。そして、これがう まくいっていればの話ですが、TPP がアジア と米州を結び、TTIP で米州と欧州をカバーし、 そして日 EU でアジアと EU をカバーする。も しこれができれば、WTO というものを強化し ていくうえで、大きなプラスになったはずでし た。そういう意味では、メガFTAの推進は、

WTO を強化・補完するものであると言っても 過言ではありません。

#### メガ FTA は WTO を強化・補完する

FTA というのは、最恵国待遇原則、つまり GATT の1条1項にある無差別原則の例外だ と WTO の中では一般的に言われていますが、 その例外が無限大までメンバーシップが増えて 行くと、これが多国間主義をもう一度強化する 方向に機能していく可能性があるということに なります。ですから、そのメガ FTA 間の調整 というものがその次のステップとして行われれ ば、WTO を結果的に下支えすることになるだ ろうと考えられます。

まさに2国間のFTAであれば、制度的に第 三国を差別する可能性があるわけですけれど も、FTA がメガ FTA に発展し、メガ FTA 相 互間で協調ができていけば、差別される対象国 はどんどん減っていくことになります。そう いうことになれば、三つのメガ FTA、特に米 州とアジア州との間の TPP. 米州と欧州との TTIP, そして欧州とアジアとの日 EU などが うまく行きさえすれば、メガ FTA をもって、 WTOを強化していくことがボトムアップでで きる可能性があると考えます。今までのよう に、ラウンドを中心としてトップダウンでやる 自由化ではなくて、ボトムアップでやっていく ことができるのではないかということです。そ ういう意味で、メガ FTA のチャンピオンであ る TPP が米国の離脱でうまく行かなくなった というのは、返す返すも WTO 体制にとって残 念な結果という他ありません。

#### 傑出する WTO の紛争処理機能

では現在のWTOの機能のどこに問題があ るのかという議論に触れないといけないでしょ う。WTOには、三つの機能があろうかと思い ます。一つは、国際協定あるいは国際条約と しての機能です。つまり、「ルールブック」と してのWTOです。二つ目が交渉のフォーラ ムとしてのWTO。そこでは、GATTのとき の東京ラウンド(1973-79年)やウルグアイ・ ラウンド(1986-94年)の伝統を受け継いで、 ドーハ開発アジェンダ (Doha Development Agenda, いわゆる「ドーハ・ラウンド」) が 2001 年の 11 月に立ち上がりました。これは暗 礁に乗り上げており、唯一貿易円滑化協定だけ は何とか成果を挙げました。期待されていた ルールメーキングや市場アクセス交渉はうまく いかなかった。そういう訳でこの貿易交渉の フォーラムとしての WTO. これがやっぱり一 番問題だと思います。

三つ目は、国際組織としての WTO という面 です。従来の GATT が国際組織としての正式 な規定を持っていなかったのに対して、WTO は国際機関としての確固とした立場を持ってい ます。その中で、最も重要なのは、貿易の世界 に「法の支配」を確立しつつあるということ です。いわゆる国際法の言い方では「ソフト・ ロー という緩やかな取り決めから、「ハード・ ロー」としての国際通商法が、WTOのこの20 年間に徐々に確立されてきたと言っていいで しょう。その証拠にと言ってもいいかもしれな いのが、紛争処理のメカニズムで、これが確立 されてきたことは特筆すべきでしょう。

どういうふうにしっかりしたのか。その各プ

ロセス、例えばまずパネル設置からパネルによ る判断まで9カ月から12カ月以内と定められ た。それから、自動性(automaticity)が規定 されています。つまりパネル設置要求があった ら、1回は断ることができるものの、2回目は 受けざるを得ないことになっています。それか らパネルとか、上級委員会の勧告レポートが出 た時には、1回はノーと言えるけど、2回目で は DSB (Dispute Settlement Body) という紛 争解決機関が「全体としてこのルーリングは間 違っていた」と言わない限りは、その結果を受 け入れなければいけないと決められました。こ れは「ネガティブ・コンセンサス方式」と言わ れていますが、DSBという紛争処理に関する 委員会全体が、その特定のパネルの判断ないし は上級委員会の判断が間違っていたとしない限 りは、 当事国は2回目には受け入れなければい けないという決まりです。これも自動性です。 ですから、パネルを設置するとき、パネルの出 したあるいは上級委員会の出した結論をまとめ るときには、必ず受けなければいけないという ことになっているわけです。そして,訴えられ た側が、WTO 違反だったにもかかわらず、当 該措置を WTO 整合的なものに戻せない時に は、提訴した側は制裁を加えることができる。 この制裁も、DSBという紛争解決委員会によっ て、いわば認可され合法化されるということに なったのです。

ですから、WTO は GATT のときの紛争処 理に比べると,紛争処理でより有効な手段を 持ったということになります。その結果,500 件以上の紛争処理事案が1995年以降、WTO に持ち込まれ、平和裏に解決されてきました。 これは WTO の一つの重要な評価されるべき動 きだったと思います。

今申し上げた WTO の三つの役割。つまり、 国際条約としての WTO. 交渉のフォーラムと しての WTO. 国際機関としての WTO という ことで言いますと、やっぱり問題はこの2番目 の貿易交渉のフォーラムをどう建て直すかとい うところが問題になって来ると考えております。

## 今に活かせる ウルグアイ・ラウンドの知恵

WTOの貿易交渉では参加国のコンセンサス を取り付けるという問題が浮き彫りになりまし た。コンセンサス方式というのは、一応 WTO の意志決定の方法論ということになっています が、従来はそのコンセンサスにもう少し柔軟性 があったように思います。例えば、ウルグア イ・ラウンドを始めるときに、争点になったの が、果たして物の貿易しかカバーしていない GATT で、サービス交渉をやっていいのか。 それから、知的財産権の問題や投資の問題を交 渉してよいのか、ということでした。この点を めぐって先進国と途上国の間でたいへん議論に なりました。このサービス、知財、投資という 3点セット,「新分野」と言われましたが、こ の新分野をやるべきではないということを主張 した途上国の代表格がインドとブラジルでし た。このインドやブラジルは、ドーハ・ラウン ドにおいても、常に反対勢力の中心にいたわけ です。1986年の9月のウルグアイのリゾート 地プンタ・デル・エステで開かれた閣僚会議の 時、実は閣僚宣言案が三つありました。一つ は、先進国を中心にまとめたサービス等の新分 野を入れる宣言、もう一つは、この両国などが 主張したそれを入れない、反対する、新分野を 入れないもの。三つ目もそれに類似するもので

した。

通常は事前に調整して一本化するのですが, この時はそれができませんでした。閣僚の前に 異なる三つの閣僚宣言案をポンと出されて. これは大変だったわけです。そこでどういう ことがあったかというと、当時の GATT 事務 局の事務局次長だったインド人のマトゥール 氏が、それであれば、Trade-Related を頭に 付けて,「貿易に関連する」知財,「貿易に関 連する | 投資措置にしてみてはどうかと提案 したわけです。Trade-Related の Intellectual Property ということで、TRIPS になりました L. Investment Measures & Trade-Related に限る Investment Measures ということで、 TRIMs となったわけです。このように Trade-Related を付けることによって、非常に先鋭化 していた対立を. 見事に乗り越えた裏にはマ トゥール次長という優れた国際公務員の存在が あったわけです。

この Trade-Related という言葉が、これか らさまざまな非貿易的関心事項と呼ばれるよう なものを取り込んで行くときには、重要な概念 になるだろうと思います。そういう形で、何と かコンセンサスに柔軟性を持たせていくという ことが、重要ではないかと思います。

柔軟なコンセンサスを形成して行く中で、や はり中国の存在は大きいと思います。WTO で 今一番裨益しているのは中国でしょうし. 中国 がその柔軟性を、一番発揮してもらわなければ いけない。それから、インド、ブラジルがそこ にどういうふうに絡むかというように考えて 行くと、結局は BRICS 対策になります。両国 はBRICSの一角を成しながら、これからも引 き続き反対勢力として、非常に重要なポジショ ンを占め続けるだろうと思います。だからこそ

日本は、例えば日インドの EPA であるとか、 RCEP や日中韓の FTA で、中国との FTA 関 係とか. あるいはブラジルやブラジルを含む MERCOSUR との EPA を実現し、2国間関係 を通じて BRICS 諸国を説得していくといった アプローチも、これからは考えて行くべきで しょう。

#### 所得格差は自由貿易が原因ではない

トランプ大統領が登場してから、反グローバ リズムあるいは保護主義化ということばが溢れ てきましたが、WTO が掲げる「自由・無差別・ 多角主義」が世界経済を牽引してきたことは確 かです。日本についても戦争で敗北してまさに 灰燼と帰した国土から今日の日本まで至ったの は、開かれた貿易体制があったからです。日本 はそれを世界に対して発信し続ける必要があり ます。中国にしてもそうです。中国も01年に WTO に加盟してからの成長が著しい。それま では、毎年米国の議会で中国に対して最恵国待 遇を与えるかどうかが議論されるという煩わし い状況でしたが、WTO 加盟でそういうことが 一切なくなった。そういう中で、中国は世界中 の殆どの国にとって、中国が貿易相手国として 第1位という関係をつくって来ました。これは まさに、中国を排除しない、中国を差別しない、 自由・無差別・多角主義の WTO 体制があっ たからこそ、中国がここまで来たということで しょう。

日本にしても、中国にしても、またその他の 国、例えばベトナムなどの ASEAN 諸国にし ても概ねそうでしょう。発展途上国のこれまで 20年の成長を見ると、やはり WTO は機能し てきているのは間違いない。それを補完するも

のとして、FTA を各国は進めてきたというこ とでしょう。

そうは言っても、米国では内向き指向とか保 護主義は直らない。自由、無差別、多角的な貿 易体制の下で誰が裨益したかというと、それは 日本を含めた敗戦国や途上国でした。戦勝国か つ先進国の中心にいた米国や英国を筆頭に西 ヨーロッパの国々はこれまでの覇権国であり中 心国でした。それら諸国の国内市場では、市場 開放という形で発展途上国に成長のチャンスを 与えられたのですが、他方それら中心国、覇権 国であった欧米各国では、必ずしも自国の労働 者に応分のチャンスが与えられず、その不満の 噴出が、今回のトランプ現象や Brexit (英国 の EU からの離脱)に及んだ面がありました。

なぜウルグアイ・ラウンドで米国があれほど サービス、知財、投資措置を推進したかという と、米国の比較優位が、第2次産業の製造業か ら、第3次産業のサービスのほうに移って行っ ていたからです。

ところが、サービス経済は高い教育と非常に 密接に関連性があります。高い教育を受けてい ないと、そのサービスの担い手やサービスの受 益者にもなれない。そういう面を踏まえて第2 次産業から第3次産業への産業構造転換がもっ とスムーズに行くべきでした。実際は教育の機 会が十分に与えられなかったとか、メディカ ル・ケアが十分に手当されなかったことから. 教育の機会が奪われたり、個人福祉の改善が見 えにくくなったのが21世紀に入ってからの欧 米諸国のように思えます。

そういう中で、金融工学でどんどん稼ぐ人た ちが一方で出て来た。他方で教育のチャンス、 医療. メディカルケアの十分なチャンスに恵ま れなかった人たちは、周辺に押しやられていっ たわけです。米国国内におけるグローバリゼー ションに対する反発の背景は、そうした周辺化 された白人労働者の動きでしょう。

ですから、この問題はその自由貿易とはある 程度切り分けて考えていく必要があります。職 が奪われたのは、自由貿易のせいではない。 ITC が導入されたことによって、工場の生産 プロセスで機能するロボットによって. 次第に 人手が要らなくなってしまった。オートメ化の 進展が、実は彼らから職を奪ったわけです。本 来ならば、職を提供するはずだったサービス産 業に入っていけない理由が、教育とか、不十分 なメディカル・ケアだったとすれば、例えば日 米の経済協力の枠組みの中で、両分野で日本が 協力をする形で、米国の問題意識に対応してい く必要があるのではないでしょうか。

戦後世界全体としては豊かになってきたけれ ども、その陰で、英米など先進国白人の労働者 にその恩恵が十分及ばなかったということを認 めて、その部分を是正していく。それと自由貿 易の推進ということは、 きちんと切り分けて議 論をしていくことが重要だと思います。

### BRICS の変容:中国は知財保護に傾斜

先進国の産業構造がサービス産業へシフトし て行き、WTO も同方向へのシフトを期待され ていながら、BRICS諸国との軋轢が生じて機 能不全が発生しているのが WTO 体制の今日の 構図です。それでは BRICS が一枚岩かと言う と、必ずしもそうでもない。中国は知財とか投 資措置とかに関しては、より先進的なものを求 める部分もでてきています。今まで中国という と、知財を侵害する国というイメージが強かっ たのですが、国内でもハイアールを初め知財を

自らの将来の収益源と見るような企業も出てき ています。中国の自動車企業の中でも、 自ら開 発したソフトを知財として保護していきたいと いう先発的な企業も出てきています。

そういう意味では、中国もこれまでの知財を 侵害する国から、全面的にではないにしろ、知 財を保護する側に回る可能性があると見られま す。

既に特許の申請件数では米国に次いで中国が 第2位となり、日本を追い越しているわけで す。BRICSの間では中国の勢いが余りにも強 過ぎます。例えば、ロシアは中国に対して物の 分野でもサービスの分野でも、中国の進出を非 常に恐れている。特に、極東ロシアではそうし た傾向があります。そういう意味では、中国と ロシア間にも色々問題がある。それから、ブラ ジルも中国からの繊維とか履物の輸入に対し て. 根こそぎブラジルの産業を取られてしまう のではないかといった危機感も持っている。

そう考えて行くと、BRICS が G7 に成り代 わってこれからルールを作っていくような存在 になるかといえば、必ずしもそうではない。 BRICS を余り恐れる必要はなくて、むしろ BRICS の中に内在しているような、ある種の 対抗関係をうまく活用しながら、マルチの方向 に BRICS を持って行くという、ある種の戦術 的な立ち回りを日本がするべきではないか。バ イの目伯の FTA であるとか、あるいは目口の 経済関係強化であるとか、そういうものを使っ て, 言い方は悪いけれども, Divide and Rule (分割して支配する)を BRICS に対して一つの 戦術として持つことも考えられるのかなと思い ます。

## TPP の「隠れたアジェンダ」は中国

そうしたバイの関係を総括するのは WTO の 役割になります。

今日本を取り巻くメガ FTA の進捗が停滞気 味で、これからどう自由貿易の推進役を果たす べきかという課題に日本は直面しています。

戦争で本当に完膚なきまで叩かれた日本がこ こまで来れたのは、やはり貿易です。もちろん 国民が努力し、日本の産業界、経済界が努力し たということはありますが、それを受け入れて くれた開放的で透明性の高い. 「自由・無差別・ 多角主義」に則った体制があったればこそ. こ こまで来れたわけです。ですから、日本はマル チの貿易体制から最大限に裨益した国として. それをやはり主張し続けるということが大事で す。

日本はこれまで、15のバイ(2国間)の EPA を発効させました。日 ASEAN・EPA も 含めて、そのシェアはおよそ対外貿易の23% ぐらいを占めています。今後.日 EU・EPA が締結されれば、さらに比率が上がります。そ うした EPA の延長線上に、WTO のさらなる 強化を、日本は通商政策の究極の目的として掲 げるべきではないかと思います。

そこで重要となってくるのが中国との関係で す。TPPの一つの hidden agenda (隠された 議題) は中国だったと思います。その中国は. TPP に今すぐ入れなくても、取りあえず中国 がメンバーシップを持っている RCEP の中で. 国内の改革を少しずつ進めながら、将来的に は、RCEPの底上げを図りながら、中国も自 ら TPP に入って行き、それを FTAAP へつな げて行く。そういう TPP と RCEP が対抗関係 ではなくて補完的な関係だということを、中国 の. 例えば社会科学院の永久会員になっている 張 蘊嶺さんも仰っています。

TPP が頓挫しそうな状態になって、張蘊嶺 さんが言っていたような、TPPとRCEPの 補完関係を強調して、TPP があるから中国も RCEP で頑張って中国の国内改革を進めようと 主張していた勢力が、今中国ですごく弱くなっ ているように見えます。ですから、ダボスで習 近平国家主席が、中国は開かれた貿易、自由貿 易を推進していくと言われたのは、ある程度評 価するべきですが、あれはあくまでも、基本的 な態度としての表明だったと思います。それは それで評価しながら、だからと言って中国が米 国に成り代わって自由貿易をこのアジア太平洋 地域で推進していくかと言えば、それは額面ど おりには受け取れないでしょう。

中国は結局、ITIの江原研究主幹が常々指 摘している伙伴関係を中心としたバイラテラ リズム. つまり 2 国間関係で "One Belt, One Road"(一帯一路)を進めて行くのではないか と思います。

# 日・EU連携で米保護主義に対抗した

米国のトランプ政権は、米国を中心としたバ イラテラリズム、2国間関係に傾いています。 中国も、中国を中心とした2国間関係に傾きつ つある。それは取りも直さず、TPP がなくなっ てしまう可能性があるからです。TPP があれ ば、中国は RCEP の中で頑張って TPP を追い かけて行くという、国内改革のマインドがまだ あったのですが、TPP がフェードアウェイし たために、中国国内で改革を進めて行こうとす

る人たちの声が、非常に小さくなってしまっ た。今回の全人代が全体の印象として現状路線 維持に見えたのはこのような流れの帰結であっ たようです。ある意味で中国は、「これで一息 つける」という感じではないでしょうか。

ですから、ここで RCEP を中国が推進して くれると思うのはちょっと甘い期待でしょう。 中国は恐らく口ではそう言うかもしれません が, 実態的には, "One Belt, One Road" (一帯 一路) 中心のバイラテラリズムをこれからは推 進していく可能性があります。中国の主流の認 識は、「RCEP は ASEAN のもの | というのが 本音です。そうなると、米中がバイですから、 では一体誰がグローバリズム、マルチラテラリ ズムで行こうと言うか。これはやはり日本と EU しかない。その意味で日 EU 間の EPA は. とても重要です。日 EU の目途は、G7 のサミッ トの時には、まだ難しいかもしれません。7月 に行われる G20 の首脳会議がドイツ・ハンブ ルグ開催です。この時までに、安倍首相とメル ケル首相. あるいはユンカー欧州委員会委員長 は3回会う予定です。ハノーバー・メッセの機 会に会ったのを皮切りに、5月のG7でも会っ て、7月のG20でも会う。この7月のタイミ ングで、日EU間EPAをまとめることができ れば、日EUが一つ大きな保護主義に対する防 波堤の役割を果たすことになります。つまり. 米中がバイラテラリズムに傾いていく中で. 日 EU は Brexit にも、トランプ流保護主義にもか かわらず、このメガ FTA を成功させたという ことになれば、忍び寄る保護主義の一つの防波 堤になり得ます。保護主義が全世界を席巻する 前に、その保護主義を抑え込む動きを日 EU が 実行で示すことになります。

そう言うと.「いや、そんなの夢だ」と思わ

れるかもしれませんが、実はウルグアイ・ラウ ンドの背景にもそういうことがありました。 80年代や90年代前半には、自動車摩擦が浮上 しました。米国は、乗用車の台数を何台と決 めて、日本は米国車を輸入しなさい、部品は 何千万,何億ドルと決めて,日本に輸入を迫 りました。こういう数値目標設定(numerical target) に対して日本がそのレベルに到達で きない場合には制裁するぞという論法です。 当時の米国はいわゆる「ユニラテラリズム (unilateralism; 一方主義)」の交渉スタイルで す。Section 301 と呼ばれる米国通商法 301 条. あるいはスーパー301条という国内法を使っ て、米国が不公正貿易国を指定し、その相手国 に様々な要求をし、その要求が通らない、実現 できない場合には制裁をするという筋書きが進 行しつつありました。それに対して、そうした 米国のユニラテラリズムを、何とか抑えようと いう合意が日本と EC との間にあり、それがウ ルグアイ・ラウンドの背景の一つになっていま した。

そういう意味では、日 EU 協力で米国の一方 主義を抑えたという成功体験が、実は80年代 前半にあるわけです。たしかにウルグアイ・ラ ウンドのプンタ・デル・エステ会議(1986年 9月)には、いろんな要素がありました。日本 に対して EC が "Balance of Benefits" (利益の 均衡)を迫った一幕もありました。日本ばか り GATT 体制からベネフィット(便益)を得 ているのは怪しからんという議論でした。しか し、プンタ・デル・エステ宣言ではっきりした ことの一つは、米国の一方的なやり方に対し て、日ECで対抗するその手段としてGATT の紛争処理の強化が交渉アジェンダとして合意 されたことです。それが今の WTO の紛争処理 機能につながっています。

そう考えると、日 EU は成功体験を共有して いる。それをいま一度日本と EU の政府関係者 は思い出して、日 EU で米国の内向き指向や保 護主義。あるいは一方的なやり方を抑えて行く 意志の共有が重要だと思うわけです。

## 米ヘドアオープンして TPP イレブンを早期発足せよ

実は TPP の復活の可能性はあると思ってい ます。ある意味で、トランプ大統領が選挙戦の 公約で唯一実行できた例が、TPP 離脱の大統 領令署名でしょう。でも、これも私はオバマケ アと同じような道をたどる可能性はあり得ると 思っています。共和党の中には、もともと賛成 の人が多かったわけです。そういう意味で、私 はまだ TPP について希望を捨てたわけではあ りません。

TPP の重要なポイントは、やはり TPP の ルール・メーキングの中でできたルールは. RCEP にとっても、他のメガ FTA にとっても 非常に重要なテンプレート(ひな型)を提供し ているという点です。

ですから、やはり TPP を何とか再始動させ るというのが重要だろうと思っています。例え TPP マイナス・ワン (米国抜きの TPP) になっ ても、私は発効させるべきだと考えます。確か に、そのためには、TPP の発効要件の規定ぶ りは修正しなければならない。しかし、TPP の発効要件以外のところはそのままにして、と りあえず 11 カ国で発足する。暫定発効のため の議定書でもいいのです。戦後、国際貿易機関 (ITO) をつくろうとしたけども、ITO の憲章 である Havana Charter は、米国の議会が批准

を拒否した。それで、ITO がつぶれて、ITO 憲章の Havana Charter の一部を抜き出したも のが GATT になったわけです。当時、GATT について米国の国務省がどのような賢い小細工 をしたかというと、GATT については、米国 政府だけを縛る「行政取極め」(administrative agreement) と位置づけました。こうして米国 議会の批准をバイパスして GATT を発効させ ました。そのような形式もあるわけですから、 私はぜひ TPP マイナスワンでも発効させるべ きだと思います。ただし、閣僚宣言を11カ国 で出す際、この TPP マイナス・ワンは米国に 対して常にオープンですということを明示的に 示す必要があります。そうやって米国を不必要 に刺激しない。そこに米国が入ってくるまで、 中国とか韓国を入れるという議論はしない。と にかく米国を待っていますという姿勢を明確に してスタートすることが私は重要だと思ってい ます。

もしそうしなければ、例えば国営企業や電子 商取引についてのルール・メーキングが折角で きたのに全部流れてしまう。そうなれば余りに も大きな損失です。そういう意味では、そのモ メンタムを維持するためにも、早急に日本は TPP マイナスワンを推進する。次の TPP の閣 僚会議ぐらいまでに、日本政府として態度を固 めるべきだと思います。今. 時間との勝負に なっています。放っておくと、他の TPP 参加 国が浮き足立ちます。だから、日本がしっかり 今の段階で TPP を前進させ、かつ、「プラスワ ン」(米国の TPP 復帰) になる可能性を日本 は維持するという意思を明示的に示しながら. マーケットアクセスとかルールのところは再交 渉しないという姿勢で通すべきではないかと考 えています。

(3月21日/談話を編集部でまとめました)

## (一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書のご紹介(2)

★頒布価格:3000円/冊(送料,消費税込み)

★印刷物ご希望の方は、事務局までお申しつけください。 TEL: 03-5148-2601 / e-mail: jimukyoku@iti.or.jp

- 1)『フェアトレードビジネスモデルの新しい展開』
- 2) 『開発途上国のコミュニティビジネス開発と日本の対応』
- 3) 『中小企業の参入を促す BOP ビジネスモデル』